

月刊

# 日本行政

no.637  
2025  
december 12

Top  
Message

行政書士法違反を防止し、  
国民の権利利益の実現を図るための  
行政書士法改正の趣旨の周知徹底について



阿蘇山（熊本県）

## ◆ Leadership

- ・輝く将来の展望と自省の心～改正法施行を前にして～

## ◆ Special Report

- ・著作権の基礎知識と利用事例の検討

## ◆ Topics

- ・令和7年秋の園遊会
- ・日行連と地方協議会との連絡会を開催

「月刊日本行政」の紙版の発行・発送は、令和7年4月号から隔月（奇数月号のみ）となりました。  
詳細はお知らせ記事を御確認ください。



日本行政書士会連合会

# 行政書士法違反を防止し、 国民の権利利益の実現を 図るための行政書士法改正の 趣旨の周知徹底について

日本行政書士会連合会  
会長 宮本 重則



早いもので、本年も残すところわずかとなりました。

本年を振り返りますと、恒例の新年賀詞交歓会の開催から始まり、行政書士法の一部改正に向けた各党行政書士制度推進議員連盟・議員懇話会等を始めとする国会議員の皆様や各士業団体への御説明、衆議院法制局や総務省との行政書士法改正法案の調整、大韓行政士会との交流・協定の締結、行政書士法改正の国会審議・成立・公布、令和7年度定時総会の開催と役員改選、会長会や地方協議会との連絡会の開催、単位会主催の法改正の説明会での周知など、慌ただしくも充実した1年となりました。また、その間にも8月の九州・北陸地方で発生した線状降水帯による豪雨災害や静岡県を中心に大きな被害が生じた台風15号等の災害について、被災地域の単位会が実施した復旧・復興活動に対する支援など、様々な課題にも取り組んでまいりました。

特に、第217回国会（常会）（令和7年1月24日～6月22日）に提出された全法案は、内閣提出（閣法）が59件、議員提出（議法）が77件の合計136件でした。このうち成立した法律は、閣法が58件（成立率98.3%）、議法が17件（成立率22.1%）の合計75件（成立率55.1%）で、議法である行政書士法の一部を改正する法律案については、衆議院では全会一致を見ませんでしたが可決され、参議院では全会一致で可決・成立し、同法案の国会への提出から参議院本会議での可決・成立までの日数は、わずか8

日というスピードで成立しました（議法の平均成立日数は18.9日でした。）。

国会において、法案が全会一致で可決されるということは、国民の幅広い支持と合意に基づき、その妥当性や正当性が高く評価され、今後の国民生活や社会に与える影響が大きいことを示しています。すなわち、今回の法改正が国民生活や社会にとって極めて重要な法律であるということを物語っています。

本誌前月号（令和7年11月号（No.636））の「将来の展望」でも触れましたが、7月以降に開催された単位会主催の法改正の説明会、会長会や地方協議会との連絡会に御出席くださった皆様からも、この度の法改正に対して高い評価を頂戴しています。特に、業務の制限規定の趣旨の明確化と両罰規定の整備については、行政書士法違反の防止への取組に大きな弾みが付き、国民の権利利益の実現に資することとなるとのお声をいただいており、今回の法改正がいかに時宜を得た、国民及び行政書士にとって必要かつ重要な改正であったかを実感しています。

このようなことから、この度の法改正の趣旨について周知徹底して、行政書士法違反の防止と国民の権利利益の実現を図るため、改正法の施行まで2か月となった11月1日付けて次の「行政書法第19条第1項及び第23条の3の改正の趣旨等について」（会長談話）を本会ホームページに掲出しました。

今後とも、関係各位の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和7年11月1日

## 【会長談話】行政書士法第19条第1項及び第23条の3の改正の趣旨等について

日本行政書士会連合会  
会長 宮本 重則

行政書士法の一部を改正する法律（令和7年法律第65号。以下「改正法」という。）が令和7年6月13日に公布され、令和8年1月1日から施行されます。改正法の施行まで2か月となり、あらためて改正後の行政書士法（昭和26年法律第4号。以下「法」という。）第19条第1項（業務の制限規定の趣旨の明確化）及び第23条の3（両罰規定の整備）の趣旨等についてお知らせし、関係各位のご理解を賜りたいと存じます。

まず初めに、改正法により法第19条第1項の行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限規定に、「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」の文言が加えられました。

この改正は、コロナ禍において、行政書士又は行政書士法人でない者が給付金等の代理申請を行い、多額の報酬を受け取っていた事例が散見されたことから、「会費」、「手数料」、「コンサルタント料」、「商品代金」等のどのような名目であっても、対価を受領し、業として官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類、実地調査に基づく図面類を作成することは、法第19条第1項に違反することが明確化されたもので、これらは現行法においても変わりはなく、改正法の施行日前であってもこうした行為があれば同条に違反することになります。

次に、改正法により法第23条の3の両罰規定に、行政書士又は行政書士法人でない者による法第19条第1項の業務の制限違反に対する罰則が加えられ、違反行為者が罰せられることはもとより、その者が所属する法人に対しても百万円以下の罰金刑が科せられることとされました。

当会といたしましては、これらの改正趣旨を踏まえ、行政書士又は行政書士法人でない者による違反事案に対して、関係機関とも連携のうえ厳正に対処し、もって国民の権利利益の実現に資することとしておりますので、今後もご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

12

## 日本行政

MONTHLY No.637 DECEMBER. 2025

## Contents

## Top Message

行政書士法違反を防止し、国民の権利利益の実現を図るための  
行政書士法改正の趣旨の周知徹底について ..... 1

## Leadership

輝く将来の展望と自省の心～改正法施行を前にして～ ..... 4

## Special Report

著作権の基礎知識と利用事例の検討 ..... 5

## Topics

令和7年秋の園遊会 ..... 13

日行連と地方協議会との連絡会を開催 ..... 14

## Information

令和7年度報酬額統計調査の実施について(御協力のお願い) ..... 16

行政書士登録関係手続の一部オンライン申請の試行開始について(御案内) ..... 16

災害復興支援に関するオンラインセミナーの開催について ..... 17

本会ホームページの行政書士会員検索への「行政不服申立て」の追加について ..... 18

特定行政書士徽章販売の御案内 ..... 19

行政書士申請取次関係研修会(VOD方式)の御案内 ..... 20

一般倫理研修受講について ..... 21

「月刊日本行政」のメールによる発行のお知らせ機能の御利用について ..... 22

行政書士制度75周年・令和8年新年賀詞交歓会の御案内 ..... 23

■ Pick UP!単位会 ..... 24

■ 中央研修所通信12月号 ..... 25

■ 日行連の主な動き(10月) ..... 27

■ コスモスInformation ..... 31

■ 会員の動き／広報部員のひとり言／ ..... 33

御協力のお願い～日本行政を正確・迅速にお届けするために～



行政書士制度の  
発展のために

# 輝く将来の展望と自省の心 ～改正法施行を前にして～

副会長 岩崎 雅幸



来年1月1日に施行される行政書士法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、我々行政書士にとって制度上の大きな転換点であり、社会的使命と職責を再定義する重要な契機となりました。宮本重則会長の下、この法改正の意義を深く受け止め、制度の普及と実務の充実に向けて、微力ながら誠実に職責を果たしてまいりたいと考えています。

改正法では、行政書士が国民の権利利益の実現に資する法的専門職であることが明文化され、公共的使命を担う存在として位置付けられました。この理念は、我々の社会的地位の向上のみならず、他士業との連携強化、そして国民からの信頼獲得に直結するものであり、今後の活動の根幹となるべきものです。この理念を全国の会員の皆様と共有し、現場の声に耳を傾けながら、制度定着に向けた取組を丁寧に進めてまいります。

経理部担当としては、各単位会の皆様には会費の引上げをお願いしているところ、改正法の施行に伴う予算の効率的な配分と運用を重視しつつ、限られた予算から最大限の成果を生み出すことを心掛けてまいります。特に、研修事業や制度の普及活動に必要な財源は的確に確保し、会員の皆様が安心して制度の移行に対応できるよう努めてまいります。

改正法によりデジタル社会への対応が「職責」として明記されたことは、業務の在り方そのものを変革する絶好の契機です。デジタル申請の標準化や業務管理、非対面による顧客対応など、ICT活用はもはや選択肢ではなく必須要件となりつつあります。規制改革委員会担当としては、各単位会の皆様が地方公共団体における申請システムの構築の支援に注力し、行政書士が地域のデジタル化の推進に貢献できるよう、各種申請手続等の統一化に向けて、各省庁との情報交換に努め、本連合会デジタル推進本部と連携した迅速な助言機能を推進してまいります。

特定行政書士制度普及推進委員会担当としては、改正法により特定行政書士による行政不服申立ての代理範囲が拡大されたことを受けて、制度の実効性を高めるための施策を推進してまいります。具体的には、行政不服申立て件数の増加に対応する実務支援体制の整備、弁護士との共同受任等の提携強化による権利救済、そして中央研修所と共に特定行政書士法定研修の受講者の増加を目指した啓発活動を展開し、制度の定着と信頼性の向上に努めるとともに、行政不服申立て件数の実態把握と国へ報告するためのスキームを構築してまいります。

そして今、最も憂慮されるのが、義務研修である倫理研修の未受講者への対応です。改正法により行政書士の「使命」と「職責」が明確にされた今、倫理研修の未受講者の存在は行政書士制度全体の信頼を損なう重大な懸念事項です。倫理は行政書士の根幹であり、受講は単なる形式ではなく、職業人としての自覚と責任を問うものです。加えて、改正法により両罰規定が整備され、法第23条に違反した個人だけでなく、その者が所属する法人も処罰の対象となるため、これまで以上に会員の規律遵守が求められています。このため、単位会との連携を強化し、倫理研修の受講率向上に向けた働き掛けを徹底し、未受講者への個別対応も含めた実効性ある施策を講じながら、同時に、他士業における綱紀・懲戒制度の事例なども参考に、処分事由の具体的な類型化や処分の量定基準の明確化を行い、公平かつ透明性のある処分が実施されるよう議論を深め、具体的なガイドラインを策定する必要があると考えます。

宮本会長の下、各単位会が適切な判断を下せるよう支援し、制度全体の規律強化が両罰規定が加わった答えになると想え、未来への輝かしい展望とともに、各々が自分を律し自省する心の重要性を感じています。

# 著作権の基礎知識と利用事例の検討

国際・企業経営業務部 知的財産部門  
部員 水野 悠

デジタル化の進展とともに、見えないもの触れられないものの価値が新たになる昨今、様々な分野で「知的財産権」の重要性が増しています。

今回は、知的財産権の中でも一つ特殊な権利の集合体である「著作権」に関して、我々行政書士が持つべき基本知識と、五つの事例を通じて行政書士が活躍できる著作権関係分野について見ていくたいと思います。

## 1. 著作権とは？

「著作権」とは何なのでしょうか？ 著作権法を見ていきます。

### （目的）

第一条 この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

ここから読み取れることは

1. 著作権とは、著作物に関するものである、ということ
2. 著作権とは、著作者の権利及びこれに隣接する権利である、ということ
3. 著作権法は、著作者等の権利を保護するためのものである、ということ

以上の3点です。

では、用語の定義について、条文を読み進めていきましょう。

以下、著作権法第2条及び第10条からの抜粋です。

### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。
- 二 著作者 著作物を創作する者をいう。
- 三 実演 著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗誦し、又はその他の方法により演ずること（これらに類する行為で、著作物を演じないが芸能的な性質を有するものを含む。）をいう。
- 四 実演家 俳優、舞踊家、演奏家、歌手その他実演を行う者及び実演を指揮し、又は演出する者をいう。
- 五 レコード 蓄音機用音盤、録音テープその他の物に音を固定したもの（音を専ら影像とともに再生することを目的とするものを除く。）をいう。
- 六 レコード製作者 レコードに固定されている音を最初に固定した者をいう。
- 七 商業用レコード 市販の目的をもつて製作されるレコードの複製物をいう。

[七の二～十の三 略]

- 十一 二次的著作物 著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう。
- 十二 共同著作物 二人以上の者が共同して創作した著作物であつて、その各人の

寄与を分離して個別的に利用することができないものをいう。

十三 録音 音を物に固定し、又はその固定物を増製することをいう。

十四 録画 影像を連続して物に固定し、又はその固定物を増製することをいう。

十五 複製 印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することをいい、次に掲げるものについては、それぞれ次に掲げる行為を含むものとする。

イ 脚本その他これに類する演劇用の著作物 当該著作物の上演、放送又は有線放送を録音し、又は録画すること。

ロ 建築の著作物 建築に関する図面に従つて建築物を完成すること。

[十六～二十五 略]

[2～9 略]

(著作物の例示)

第十条 この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物

二 音楽の著作物

三 舞踊又は無言劇の著作物

四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物

五 建築の著作物

六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物

七 映画の著作物

八 写真の著作物

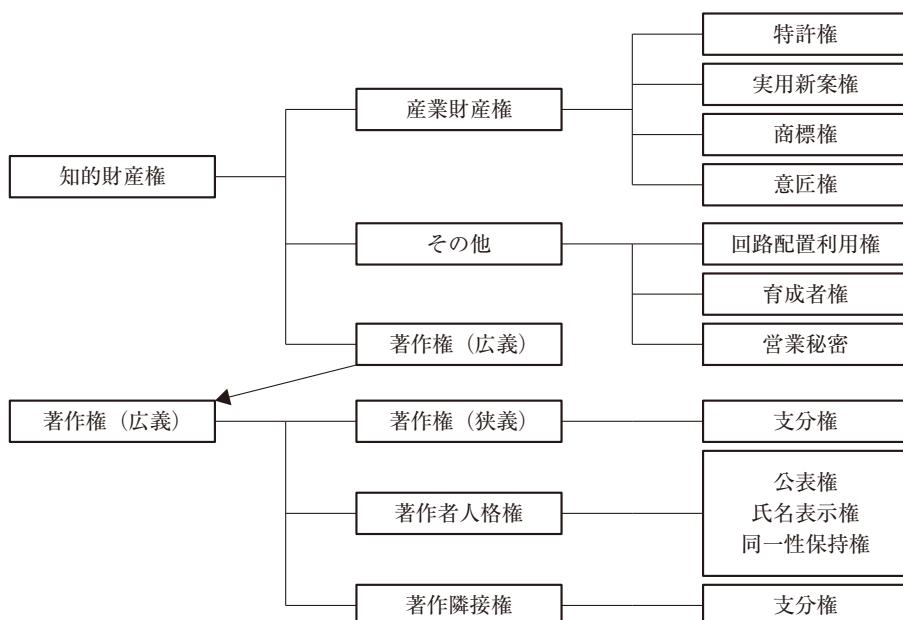
九 プログラムの著作物

[2～3 略]

第2条の用語の定義において「著作権」という文言はありません。つまり、「著作権」とは、様々な権利(支分権)の集合体であり、後の条文で定められた支分権の集まりに名前を付けたものであるといえ、詳細は「著作者人格権」が第18条ないし第20条に、「狭義の著作権」が第21条ないし第28条に定められています。

ちなみに、広義の著作権全体の位置付けとしては、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権で構成される「産業財産権」並びに回路配置利用権(半導体の回路配置)、育成者権(植物新品種)及び営業秘密で構成される「その他の権利」と共に「知的財産権」の一つとされています。

著作権について、簡単にまとめると以下のようないべくになります。



次に、各権利の支分権について確認します。

**【著作権法上に定められた支分権等】**

著作権（狭義）	複製権
	上演権及び演奏権
	上映権
	公衆送信権等
	口述権
	展示権（※美術や写真に係る権利）
	頒布権（※映画に係る権利）
	譲渡権（※映画以外の著作物に係る権利）
	貸与権（※映画以外の著作物に係る権利）
	翻訳権、翻案権等
	二次的著作物の利用に関する原著作者の権利 (※著作物を翻訳、編曲、変形、翻案することにより新たに創作された著作物に対して、最初の著作者も後の著作者と同じ権利を有する、ということ)
	著作者人格権
著作隣接権	公表権
	氏名表示権
	同一性保持権
	実演家の権利
レコード製作者の権利	氏名表示権（実演家人格権）
	同一性保持権（実演家人格権）
	録音権及び録画権
	放送権及び有線放送権
	送信可能化権
	放送のための固定
	放送のための固定物等による放送
	放送される実演の有線放送
	商業用レコードの二次使用
	譲渡権
	貸与権等
	複製権
放送事業者の権利	送信可能化権
	商業用レコードの二次使用
	譲渡権
	貸与権等
有線放送事業者の権利	複製権
	再放送権及び有線放送権
	送信可能化権
	テレビジョン放送の伝達権
	複製権
	再放送権及び有線放送権
	送信可能化権
	有線テレビジョン放送の伝達権

※人格権は一身専属性を持ち、譲渡できません。

広義の著作権の中で、狭義の著作権と著作者人格権は、最初は必ず著作者の権利として発生します。

著作隣接権は、著作者以外の者（実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者）の権利として発生します。例えば、シンガーソングライターは、まず作曲時点で「ソングライターとして著作権者且つ著作人格権者」となり、実演を行った時点で、「シンガー＝実演家として著作隣接権者」にもなります。

著作物の保護期間については、平成30年12月30日の著作権法改正により、50年から70年に延長されています。この保護期間は、例えば著作者の死後70年保護される著作物であれば、死亡日の属する年の翌年1月1日から起算することとされています。

ただし、この延長は上記改正以前に保護期間が終了していた著作物については適用されませんので、昭和44年以降に保護期間が開始された著作物のみが延長の対象となっています。

## 2. アーティストと音楽出版者の契約締結から音楽が世に出るまで

※ここではレコード会社と音楽出版者が同一である場合を想定しています。

音楽は作曲された時点で著作権が生じます（無方式主義）ので、通常アーティストは「著作権者」としてレコード会社とコンタクトします。

ここでもろもろの条件が折り合えば契約締結となります。この契約の内容は様々で、著作権をレコード会社に譲渡するもの、レコード会社に著作物の利用を許諾するもの等々が考えられます。

これらの契約は著作権法上で以下のように定められています。

- ①著作権の譲渡（第61条）
- ②著作物の利用の許諾（第63条）

①には著作権の全てを譲渡する場合と一部を譲渡する場合があります。

- ②には排他的利用と単純利用の場合があります。

### 【契約類型①と②について】

#### ①著作権の譲渡

この契約類型には、その一身専属性から譲渡することができない著作者人格権以外の著作権及び著作隣接権について、その全部を譲渡する場合と一部を譲渡する場合があります（それぞれ期間を限定することも可能です。）。

#### （著作権の譲渡）

第六十一条 著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。

2 著作権を譲渡する契約において、第二十七条又は第二十八条に規定する権利が譲渡の目的として特掲されていないときは、これらの権利は、譲渡した者に留保されたものと推定する。

まず全部譲渡の場合には、文字どおり狭義の著作権を丸々譲渡しますので、譲渡人は「著作権者」ではなくなり、譲受人が「著作権者」となります（ちなみにこの場合の譲渡人は「著作者」と呼び方が変わります）。全ての著作権が譲受人に移転しますので、著作権を行使できるのは譲受人のみとなります。

一方、一部譲渡とは、著作権の支分権のいずれかを譲渡するということです。

なお、譲渡ができる権利である翻案権と、一身専属性を持つため譲渡ができない著作者人格権の中の同一性保持権との関係については、翻案権を譲渡した場合には、譲受人の保護の観点も考えて、同一性保持権の行使は制限されると考えられます。

また、第2項の定めについては、第27条「翻訳権、翻案権等」及び第28条「二次的著作物の利用に関する原著作者の権利」、この二つの支分権は契約書に明記されていない場合には、全部譲渡の場合であっても譲渡人に残っているものと推定されますので、契約書には譲渡を明記する場合が多いと考えられます。

#### ②著作物の利用の許諾

著作権法第63条から抜粋です。

## (著作物の利用の許諾)

第六十三条 著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。

2 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる。

3 利用権 (第一項の許諾に係る著作物を前項の規定により利用することができる権利をいう。次条において同じ。) は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない。

[4～6 略]

この契約類型は「ライセンス契約」に該当し、著作権者が著作権を有したまま、相手方(以下利用者とします。)に著作物の利用を認めるものです。

この場合、利用者は、著作権者から許諾を得た利用方法、期間及び範囲等において著作物を利用できるようになります。

具体的には、著作権譲渡契約が支分権である複製権に基づいてCDをプレスしているのに対して、利用許諾契約は「複製するという行為」に対して著作権者から許諾を得てプレスをしている、ということになります。

そしてこの利用許諾には排他的なものと単純な許諾のみのものがあります。

排他的許諾は、著作者がAさんに利用許諾をした場合に、第三者(例えばBさん)には同じ内容もしくは期間や範囲等が重なる利用許諾をすることはできない、という内容の契約を締結するということです。

契約内容を単純にして例を挙げると、Aさんと「明日から一年間複製を許諾する」という契約を締結した場合に、Bさんとは「明日から一年間」という期間は「複製」という範囲での契約はできない、ということです。

逆に言えば、Bさんとは「2年後から一年間」という期間なら「複製」という範囲の契約を締結できますし、「明日から一年間」という期間であつ

ても「演奏を許諾する」という範囲なら契約を締結できる、ということです。

一方、単純許諾は「契約内容に沿った利用方法と範囲で許諾する」契約であり、著作権者は利用者に対して、同じ内容でも、期間が重なっていても、何人にでも利用許諾の契約を締結できるのです。

## 【著作権等管理事業者】

よく知られているのはやはり「一般社団法人日本音楽著作権協会 (Japanese Society for Rights of Authors, Composers and Publishers)」、通称JASRACでしょう。

ほかには株式会社イーライセンスを存続会社として、株式会社ジャパン・ライツ・クリアランスが合併した「株式会社NexTone」があり、これらは音楽の著作物等を扱う著作権等管理事業者として活動しています。

まず、JASRACは作曲者又は作曲者から著作権の譲渡を受けた音楽出版者やレコード会社と「著作権信託契約」を締結します。この「著作権信託契約」は、著作権の譲渡契約と同じような内容になっており、著作権がJASRACに移ります。そしてJASRACは、この契約に基づいて、信託を受けた著作物の利用者から著作権使用料を徴収しています。

一方、後発団体であるNexToneは、著作権者と「管理委託契約」を締結し、著作権の管理を委任します。JASRACと異なり著作権の移転はありません。

先に確認した各種支分権に応じて、この2団体を使い分けることも可能であり、演奏権のみJASRACに信託し、他の権利をNexToneに管理委託する方法を探ることもできます。

## 【原盤権】

さて、ここまでアーティスト=著作権者との契約や、著作権等管理事業者との信託契約等により、著作権についてはクリアしてきました。もう一つクリアにしておかなくてはならない権利、そ

れが著作隣接権の一つであるレコード製作者の権利=支分権を総称して通常「原盤権」と呼ばれるものです。

著作権は、「歌詞」や「旋律」に関する権利であり、原盤権は「作品の音」=「その音源」に関する権利です。保護期間は発行されてから70年（計算方法は著作権と同じ）です。

レコード製作者の権利=原盤権は、その費用を負担した者が権利者となります。ここでいうレコードとは原盤=マスター・テープのこととお考えください。

音楽は録音しただけではCDとしてプレスすることはできません（音質等を無視すれば不可能ではありませんが）。まずはもちろん録音し、録音した音楽の曲順を決め、各楽器の音量・音質等を決定するミックスをして曲間の長さを決め、マスタリングし、CD-R for Master等に焼き付ける又はDDPデータを作成することでマスター・テープが完成し、CDプレス会社に渡します。

原盤権者は、このマスター・テープ完成までの作業に掛かったスタジオ使用料、レコーディングエンジニア料、ミックス料、マスタリング料、実演家への報酬等々の費用を誰が負担しているかによって、決まる場合が多いと考えます。

なお、現在は全てデジタルデータでミックス・マスタリングまで完了させ、プレス会社への入稿や配信を行うことも可能ですが、マスター・テープという物自体が存在するかどうかは権利関係に影響しません。

### 3. 動画投稿サイトについて

現在様々な動画投稿サイトがありますが、著作権関係についてどのように運用されているかを見ていきます。

ここまでお分かりのとおり、著作物を利用するには様々な権利者の許諾を得る必要があり、無断で利用することはできません。

各種動画投稿サイトには数多くの音楽があふれ

ていますが、その全てが権利者に許諾をとっているのでしょうか？

まず、YouTubeを例にとって検討します。YouTubeは著作権等管理事業者であるJASRACやNexToneと「包括利用許諾契約」という契約を締結しており、動画を投稿する方がそれぞれで許諾を取る必要はありません。ただし、この方法で投稿できるのは、おおまかに言えば「自分で演奏又は製作したものに限る」とされています。

これはなぜでしょうか？ここで考えなければならないのは、先にお話しした著作隣接権、特にレコード製作者の権利である通称「原盤権」です。※著作隣接権の中で、実演家の著作隣接権（実演家人格権を含む。）については適法に処理されているとします。

著作権者はその音楽自体について権利を持っているのに対して、原盤権を持つ権利者は、その音源自体についての権利を持っています。

JASRACは著作権について著作権者と信託契約（内容は譲渡）を締結していますが、著作隣接権である原盤権については権利者と譲渡や利用契約は締結していません。

ですので、CD音源を利用した動画を適法に投稿するには、原盤権者に許諾を取り、利用の許諾を得て（利用料支払をした上で）行う必要があります。

## 4. 著作物の利用事例検討

### （1）企業のロゴマークの利用について

#### 【事例1】

行政書士Mは、株式会社Hからフランチャイズ展開をする際のフランチャイジーとの契約書作成の依頼を受けた。

フランチャイズ展開をする際に株式会社Hのロゴマークをフランチャイジーの店舗看板に付けてもらうことで、知名度の向上とフランチャイジーの信頼度向上を図りたいと考えている。

株式会社Hは自社ロゴマークについてフランチャイジーに利用させることができるか？

※ここでは商標権について問題ないものとします。

**【事例 1 考察】**

ロゴマークの著作権はどこに帰属するのか？ がまずスタート地点となります。

一義的には著作物を創作したデザイナーに権利が発生＝帰属します。これを株式会社 H が提供を受けた際の契約は著作権譲渡契約なのか、著作物利用許諾契約なのかを確認する必要があります。

権利がデザイナーに帰属したまま、利用許諾契約になっている場合には、どの支分権の範囲で許諾を受け、二次的許諾をフランチャイジーに行うことができるのかを確認し、場合によっては、著作権譲渡に切り替えられるよう、改めて契約締結ができないかを検討します。

一方、株式会社 H が著作権者となっている場合には、権利者としてフランチャイジーにロゴマークの利用を許諾することができます。許諾ができる場合においても、どのような範囲（例：看板への掲示、容器への印刷、ホームページへの掲載、ユニフォームへの掲載など）で利用を許諾するのかについては個別契約内容や事業形態によって、費用負担も含めて検討すべきである点も重要です。

**（2）著作物の利用について****【事例 2】**

行政書士 M は、株式会社 O から、自社のイラストを他社が無断で利用しているので対応方法を教えて欲しいとの相談を受けた。

株式会社 O のいう「自社のイラスト」とは、5 年前にデザイナーをマッチングするサイトでつながりを持ったデザイナーに作成してもらったものであった。

注意すべき点はどこか？

**【事例 2 考察】**

まず著作物の権利関係を確認する点は②と同じです。その上で、デザイナーとの契約形態で注意すべき点は利用許諾契約の場合で、利用許諾契約には単純許諾と排他的許諾の 2 類型があります。

単純許諾であれば、権利者は何人にでも利用許諾することができるため、同じイラストを使用していたとしても、株式会社 O が取り得る手段はあ

りません。

排他的許諾であれば、権利者は株式会社 O 以外に許諾することはできませんが、株式会社 O は権利者でない以上、権利侵害を受けているとはいえないため、権利者＝排他的許諾をしたデザイナーに対して、債務不履行に基づく損害賠償請求を行うことが考えられます。

著作権の譲渡を受け、株式会社 O が権利者となっていた場合には、著作権侵害の要件を確認します。

まず、著作物であること、著作権が存在していること、依拠性、類似性についてで、依拠性は株式会社 O のイラストに基づいて、他社が利用しているか、時間軸等で確認し、類似性については文字どおり類似性を検討します。これらの要件を満たしているのであれば、侵害行為に当たると考えられるため、行政書士業務としては、使用の中止や削除を求める内容証明郵便の作成が考えられます。

**（3）音楽の利用について 経営者 Y からの相談****【事例 3】**

経営者 Y は自身の 9 人編成のグループ F の作品を録音し作品をリリースしたいと考えた。

Y 自身は以前にも作品をリリースした経験があり、著作権等管理事業者 J と信託契約を締結している。今回の作品にはグループ F に参加しているメンバーの曲も収録したいと考えている。

注意すべき点はどこか？

なお、メンバー自身からは曲の収録について快諾を受けている。

**【事例 3 考察】**

自身の著作物であっても、著作権等管理事業者との信託契約がある以上、権利者は著作権等管理事業者であるため、利用の許諾を得なければなりません。

また、自身の著作物でない曲を利用する場合も同じように権利者から許諾を得る必要があるため、権利者を特定することが最優先となります。

グループメンバーの著作物を利用する場合には、著作者であるメンバー自身が著作権者なのか、ど

の著作権等管理事業者と契約しているのか、著作権が移動していないかなど正確な情報を得る必要があります。

メンバーが権利者であれば、著作物の利用についての契約を締結し利用料を支払うことが考えられ、著作権等管理事業者が権利者であれば利用許諾を申請し、利用料を支払うこととなります。

なお、著作権等管理事業者に権利が帰属しているかを確認するには、各団体のシステムを利用すると検索することができます。ここでPDと表示されていれば「パブリックドメイン」であり保護期間が終了するなどしているため、許諾を得る必要はありません。

#### 【事例4】

経営者Yは作品のリリースだけでなく、動画投稿サイトにグループFの演奏動画をアップしたいと考えている。

Yが投稿を考えている動画は、グループFが演奏しているものであり、CD等作品の音源とは異なるものであるが、可能か？

メンバー全員から動画投稿については快諾を受けている。

#### 【事例4考察】

動画投稿サイトは著作権等管理事業者と包括許諾契約を締結しているため、全ての音をグループFが演奏して投稿することは可能です。著作権等管理事業者に利用許諾を申請する必要もありません。

グループメンバー自身が著作権者である場合は、メンバーから快諾を受けているとのことなので、内容を書面として利用許諾契約を締結することが考えられます。

#### 【事例5】

Yは作品のプロモーションの一環として、作品の音源自体を動画投稿サイトにアップしたいと考えた。

事例4と同様、メンバー全員から快諾を受けているが、可能か？

#### 【事例5考察】

事例4のとおり、自身で演奏すれば問題ありません。

しかし、CDの音源を利用する場合、レコード製作者の権利、通称原盤権の処理が問題となります。

CD音源を利用する場合には著作権だけでなく、作品音源そのものに関わる原盤権について、権利者の許諾を得なければなりません。

動画投稿サイトも原盤権についての利用許諾契約は締結していないため、YがCD音源を投稿するには原盤権者を特定する必要があります。

原盤権は、音楽のマスター・テープが完成するまでの費用を負担した者が権利者となることが一般的ですが、財産権であるためもちろん譲渡の対象となり、アーティストが原盤権を売却した又は買い取ったといったニュースを目にすることがあります。

アーティストとレコード会社又は音楽出版者との契約内容、特に原盤権についての契約を確認し、権利者の特定と許諾等について契約締結した上で利用することとなります。

※本記事は執筆者個人の見解を含みます。



# 令和7年秋の園遊会

令和7年10月28日、澄んだ秋空の下、落ち着いたたたずまいの赤坂御苑（東京都港区）において、天皇皇后両陛下主催の秋の園遊会が盛大に催され、本会の宮本重則会長が招待されました。

当日は、格調高くも和やかな雰囲気に包まれる園内で、皇族方が会場内を二つに分かれて巡られ、宮本会長は、その終点付近において、天皇皇后両陛下のお姿を拝見しました。秋篠宮同妃両殿下、愛子内親王殿下、佳子内親王殿下、三笠宮彬子女王殿下からは、親しくお声を掛けいただき、国民の権利利益の実現に資する行政書士の日頃の取組へのねぎらいのお言葉を賜りました。

宮本会長は、「秋篠宮皇嗣妃殿下からお声をお掛けいただいた際には、とても緊張しましたが、本会が実施する大規模災害発生時の被災者支援やデジタルデバイドの解消に向けた取組に対して、温かい励ましのお言葉を頂戴しました。」と感激されていました。

園遊会は、毎年、春と秋の2回、赤坂御苑で開催されます。天皇皇后両陛下は、衆・参両院の議長・副議長・議員、内閣総理大臣・国務大臣、最高裁判所長官・判事、その他の認証官など、立法・行政・司法各機関の要人や都道府県の知事・議会議長、市町村の長・議会議長、産業・文化・芸術・社会事業などの分野で功労のあった功績者とそれぞれの配偶者の方々約1,800人をお招きになって、親しくお話をなさいました。



出典：宮内庁 Instagram ([https://www.instagram.com/p/DQX2Leqkve9/?img\\_index=2](https://www.instagram.com/p/DQX2Leqkve9/?img_index=2))



## 日行連と中部地方協議会との連絡会を開催

**開催日** 令和7年10月8日 (水)

**場所** 愛知県名古屋市

「名古屋マリオットアソシアホテル」

**出席者** 宮本会長、原田副会長、

竹田中部地方協議会会长

ほか52名



愛知県名古屋市の名古屋マリオットアソシアホテルにおいて、「令和7年度日本行政書士会連合会と中部地方協議会（以下「中部地協」という。）各単位会との連絡会」（以下「連絡会」という。）が開催されました。日行連から宮本会長及び原田副会長、中部地協から竹田中部地協会長（愛知会会长）を始めとした6単位会の役職員計55名が出席しました。

連絡会は午後2時、中村愛知会常任理事の司会により、大塚中部地協副会長（富山会会长）の開会の言葉で開会しました。冒頭、竹田中部地協会長及び宮本日行連会長から挨拶があった後、座長に芳賀愛知会副会長が選任され、各議題についての協議に入りました。

初めに、宮本日行連会長から「日行連の当面の諸問題及び事業の説明」があり、続いて、原田日行連副会長から事前に提出された日行連への意見・要望等計19件に対して回答が行われました。その後も、遠隔地に居住する補助者等の取扱いや成年後見団体への加入促進、法改正後の監察活動に関する意見・要望等が出され、多岐にわたる諸課題について活発な意見交換が行われました。

限られた時間ではありましたが、今般の行政書士法改正を踏まえた今後の対応方針等を共有することができ、大変有意義な連絡会となりました。

## 日行連と中国地方協議会との連絡会を開催

**開催日** 令和7年10月9日 (木)

**場所** 岡山県岡山市

「岡山県行政書士会 大会議室」

**出席者** 宮本会長、河野副会長

河原中国地方協議会会长

ほか34名



岡山県岡山市の岡山県行政書士会 大会議室において、「令和7年度日本行政書士会連合会と中国地方協議会（以下「中国地協」という。）との連絡会」（以下「連絡会」という。）が開催されました。本会からは宮本会長及び河野副会長、中国地協からは河原中国地協会長（岡山会会长）を始めとした中国地協の5単位会の役職員計37名が出席しました。

連絡会は、午後1時30分、小野岡山会総務部長の司会により開会しました。初めに、河原中国地協会長及び宮本日行連会長から挨拶があり、役職員全員による自己紹介の後、河原中国地協会長の進行により、宮本日行連会長から「日行連の当面の諸問題及び事業の説明」があり、行政手続窓口等における行政書士法違反の防止のためのプレート等の設置や電子申請等の諸問題について、質問と意見交換が行われました。

続いて、協議・報告案件に入り、河野日行連副会長から、あらかじめ提出された日行連への意見・要望等計8件に対して順次回答を行った後、職務上請求書の取扱い、特定行政書士の研修、行政書士徽章や補助者章の回収・処分等の諸問題について、質問と活発な意見交換が行われました。

最後に、野津中国地協副会長（島根会会长）の閉会の言葉で連絡会を閉じました。

多岐にわたる諸課題について、様々な意見・要望が出されるとともに、各単位会の積極的な取組などが共有され、大変有意義な連絡会となりました。

# 日行連と四国地方協議会との連絡会

**開催日** 令和7年10月17日（金）

**場所** 香川県高松市「マリンパレスさぬき」

**出席者** 宮本会長、西村副会長、徳永理事、常住日政連会長、岡田四国地方協議会会长ほか26名



香川県高松市のマリンパレスさぬきにおいて、「令和7年度日行連と四国地方協議会（以下「四国地協」という。）との連絡会」（以下「連絡会」という。）が開催されました。

日行連からは宮本会長と西村副会長、改正行政書士法の説明のため徳永理事と常住日政連会長、四国地協からは四国地協会長である岡田香川会会長及び構成単位会の会長等、計31名が出席しました。

連絡会は午後1時30分、橋田香川会副会長の司会により開会されました。冒頭、岡田四国地協会長と宮本日行連会長からそれぞれ挨拶がなされ、続いて各参加者による自己紹介が行われた後、司会者の進行により、各議題についての協議に入りました。

始めに、宮本日行連会長から、日行連の当面の諸問題及び事業説明（法改正に関する事項等）がなされた後、徳永日行連理事及び常住日政連会長から、今般の改正行政書士法についての詳細な内容や経緯について説明がなされました。

続いて、四国地協からあらかじめ提出されていた一般倫理研修未受講者への対応指針、特定行政書士の業務範囲の拡大に関する情報共有、改正法施行後の監察活動方針、改正法施行に関する総務省文書の情報に関する要望等に対して、西村日行連副会長から回答がなされました。その後も、日行連回答に対する質問等を含め活発な意見交換が行われ、各種課題への取組について情報等の共有を図ることができた大変有意義な連絡会となりました。

## 登録委員会からのお知らせ

### 行政書士業務を廃業される方へ

行政書士は、「その業を廃止しようとするとき」は、遅滞なく、その旨を所属の行政書士会を経由して日本行政書士会連合会に届け出なければならないとされています（行政書士法施行規則第12条）。

また、その手続は、行政書士法第7条の4及び日本行政書士会連合会会則第53条に基づき規則で定めることとなっており、登録の抹消日については、日本行政書士会連合会が行政書士登録抹消届出書を受け付けた日又は届出者が希望する廃業日のいずれか遅い日と規定されています（行政書士登録事務取扱規則第24条の4）。

行政書士業務の廃業を予定されている方は、廃業希望日が決まった場合には、事前に所属の行政書士会に御連絡になり、その案内に従って、所定の届出書を提出するようお願いいたします。なお、廃業希望日を月末とされる場合には、届出書が当該月内に所属の行政書士会から日本行政書士会連合会に到達する必要があります。手続に際しては必ず事前に所属の行政書士会に日程等を御確認ください。

※行政書士業務の廃業を希望する月内に届出書が日本行政書士会連合会へ到達しなかった場合には、上記規則により抹消日が翌月となり、所属の行政書士会の翌月分の会費が発生しますので御注意ください。

# 令和7年度報酬額統計調査の実施について (御協力のお願い)

＜総務部＞

本会では、行政書士法第10条の2第2項の規定を受け、依頼者の選択及び行政書士の業務の利便に資するため、行政書士がその業務に関し受ける報酬の額についての全国的な統計調査を5年ごとに行うこととしており、本年度はその該当年度となっています。

つきましては、以下のとおり調査を実施いたしますので、会員の皆様方におかれましては、対象となられました際には積極的に御協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、会員専用サイト「連con」にも御協力のお願いを掲載していますので、併せて御参照ください。

1. 実施時期：令和8年1月
2. 調査方法：郵送による調査票の送付及び回収
3. 調査対象会員の抽出方法：  
令和8年1月1日現在で入会後5年を経過した会員（個人会員及び法人会員）の中から、単位会ごとの会員数に100分の20を乗じた数を無作為に抽出する。ただし、社員又は使用人である会員は除く。
4. 結果の公表：本会ホームページ（令和8年3月末頃）及び本誌（令和8年5月号）において公表

# 行政書士登録関係手続の一部オンライン申請の試行開始について（御案内）

＜デジタル推進本部＞

本会では、行政書士会員の登録手続のオンライン化に向けた準備を進めています。

今後の本格運用に先立ち、一部の単位会において、証明書発行等の一部申請手続に限り、オンライン申請の試行運用が始まります。

この試行は、システムの安定性や運用方法の確認を目的としており、対象となる単位会や申請内容は限定されています。今後、準備が整い次第、対象の単位会・手続（法人の届出も含む。）を段階的に拡大していきます。

＜登録手続のオンライン化により＞

- ・書面の提出が不要になります。
- ・手数料のオンライン決済（クレジットカード）に対応します。

また今後は、本誌前月号（令和7年11月号‘No.636’）でお知らせしたとおり、マイナポータルを通じたデジタル資格者証の表示・取得や、個人番号（マイナンバー）の提供が必須となる登録申請の開始も予定されています（令和8年2月頃から運用開始予定。）。

これらの詳細については、本誌及びホームページ等で段階的に情報をお届けしてまいりますので、引き続き御確認ください。

＜個人番号の提供により＞

- ・住民票の写し、戸籍抄本の提出が不要になります。
- ・住所変更の手続が不要（例外あり）になります。

# 災害復興支援に関するオンラインセミナーの開催について

＜中央研修所、大規模災害対策本部＞

本会では、昨年、内閣府と大規模災害時の被災自治体への支援に関する協定を締結したことを受け、近年頻発する大規模災害に備えて、全国の会員の中から災害復興支援員を募集し、大規模災害発生時には迅速に被災自治体に派遣して支援活動が行える組織体制の整備を進めています。このような経緯を踏まえ、今般、災害復興支援員の増員及び養成を目的とした「災害復興支援に関するオンラインセミナー」を開催することとしましたので、お知らせいたします。申込の詳細については、会員専用サイト「連 con」を御確認ください。皆様の御参加をお待ちしています。

【日 時】令和7年12月2日(火) 13:30~17:00

【内 容】災害復興支援に関するオンラインセミナー

　　<第一部>災害復興支援員の概要

　　講師：日本行政書士会連合会 平岡 康弘 副会長

　　(大規模災害対策本部 災害復興支援員派遣部 部長)

　　<第二部>災害対策基本法を始めとした災害関連法の解説

　　講師：政策研究大学院大学 室田 哲男 教授

　　<第三部>災害復興支援の実情、支援員としての心構え等

　　講師：石川県行政書士会 向井 隆郎 会長

　　熊本県行政書士会 櫻田 直己 会長

セミナーの申込みは  
こちらから



( <https://www.gyosei.or.jp/members/training/topics/20251104> )

※連 con ログイン後に御覧いただけます。

【参加費】無料

【定 員】WEB開催のため定員の定めなし

【対象者】行政書士

【その他】後日、中央研修所研修サイトのVOD講座に登載予定(無料)。

## 「災害復興支援員」を募集しています

令和6年9月25日付けで「大規模災害時の被災自治体への支援に関する内閣府と日本行政書士会連合会との協定」を締結したことを踏まえ、本会大規模災害対策本部では、将来的な大規模災害の発生に備えて、平時から被災自治体を支援する会員（災害復興支援員）を養成し、大規模災害の発生時には迅速に被災自治体に派遣して支援活動が行える組織体制を整備しておく必要があると考えています。

上記趣旨に御賛同くださる方、「災害復興支援員」に関心を持たれた方におかれましては、以下の会員専用サイト「連 con」の該当ページにアクセスの上、詳細を御覧ください。

日頃から会員一人ひとりが、自分も被災者になり得るということを胸に刻み、防災・減災の意識を高めるとともに、共助の精神を培っていくことが重要であると考えています。皆様の御参加をお待ちしています。

御理解御協力のほど、よろしくお願ひいたします。

会員専用サイト「連 con」：

<https://www.gyosei.or.jp/members/others/20250401>



# 本会ホームページの行政書士会員検索への「行政不服申立て」の追加について

＜広報部＞

「行政書士法の一部を改正する法律」（令和7年法律第65号）が令和8年1月1日から施行され、特定行政書士の業務範囲が拡大されることに伴って、国民からの行政不服申立ての代理業務の需要が一層高まることが予想されることから、本会ホームページの行政書士会員検索における「取扱い業務から探す」の「主な取扱い業務」に「行政不服申立て」の項目を追加することといたしました。

特定行政書士の付記を受けた会員が、令和8年1月1日以降、会員専用サイト「連con」にログインすると「マイページ」の編集画面内の「主な取扱い業務」に「行政不服申立て」のチェックボックスが表示され、登録が可能になりますので、その登録方法について、次のとおり御案内いたします。

**追加場所**

行政書士会員検索

名前から探す

氏名

漢字、フリガナまたは英字（例：行政太郎）  
※姓名の間はスペースをご入力ください。  
※フリガナ、英字は全角でご入力ください。

取扱い業務から探す

主な取扱い業務

農地・土地開発 建設業・経審 社会保険・労働保険 会社・法人  
運送・自動車 遺言・相続・遺産分割 外国人関連 知的財産  
中小企業支援 風俗・各種営業 産業廃棄・環境 権利義務・事実証明  
行政不服申立て

**登録方法（連con）**

※特定行政書士の付記を受けた会員のみ

①ログイン後に右上の氏名をクリックしてマイページに遷移する。

②「変更する」をクリックしマイページの編集画面へ遷移する。

③下にスクロールし「主な取扱い業務」の「行政不服申立て」の左のチェックボックスにチェックを入れる。

④「保存」をクリックする。

# 特定行政書士徽章販売の御案内

## ＜特定行政書士制度普及推進委員会＞

特定行政書士制度普及推進委員会では、特定行政書士制度の普及促進を目的として、特定行政書士の付記を受けた会員（特定行政書士法定研修修了者）のみ着用することができる徽章（特定行政書士用徽章）を作製しています。

本年度も受注販売を行うこととなりましたので、以下のとおり御案内いたします。

皆様からの御要望を受け、本年度からロングタイタック式に加えて「ねじ式」の販売を開始いたします（既にロングタイタック式の特定行政書士徽章を購入されている方もねじ式の購入が可能です。）。  
購入を希望される方は株式会社全行団にてお買い求めください。

受注期間 令和7年11月25日（火）9:00～令和8年1月30日（金）17:00

対象 特定行政書士の付記を受けた会員（特定行政書士法定研修修了者）

購入方法 全行団ショップ（<https://shop.zengyodan.co.jp/products/detail/1508>）にて購入



金額 12,700円（税込、送料600円込）



納品 令和8年3月中（予定）

留意事項

- この徽章は年1回の受注販売（前払い）です。受注期間外は購入することができません。
- 次回受注期間は令和8年12月を予定しています。

- 特定行政書士の付記を受けている会員1名につき、ねじ式、ロングタイタック式それぞれ一つまで購入することができます。
- お持ちのロングタイタック式をねじ式に交換することはできません。
- 貸与・譲渡・転売行為を禁止いたします。
- 裏面に記載のナンバーの指定はできません。
- 原料価格の変動により、金額が変更になる可能性があります。
- 破損・紛失した場合は会員専用サイト「連con」に掲載している届出書等の提出が必要です。

仕様 大きさ 直径18mm 厚さ4mm

材質 純銀製

仕上げ <表面>金張仕上げ

行政書士マーク

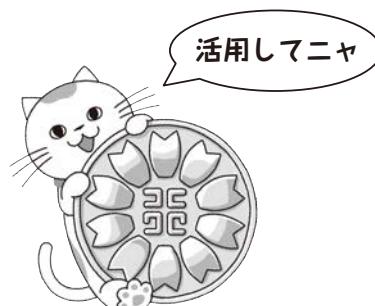
プラチナ差し仕上げ

<裏面>特定行政書士徽章の文字

及びナンバーを刻印

<留め具>裏面ねじ式及びロングタイタック式

※本年度から「ねじ式」の販売を開始いたしました。



## 特別倫理研修

## 行政書士申請取次関係研修会（VOD方式）の御案内

&lt;申請取次行政書士管理委員会・中央研修所&gt;

日行連倫理研修規則に基づいて実施する特別倫理研修（申請取次関係研修）について、令和7年度の今後の開催日程をお知らせいたします。

当該研修は、各会員が個々の端末（パソコン・タブレット・スマートフォン）から中央研修所研修サイトにアクセスし、VOD（ビデオ・オン・デマンド）システムに登載されたビデオ講座を受講する形式です。所定の期間内であれば、いつでも何度でも御自宅や事務所にて聴講可能です。

なお、各研修会の申込み等の詳細については、会員専用サイト「連con」にて都度、御案内いたしますので、御確認くださいますようお願いいたします。

## 各研修会開催案内等の掲載場所

◆日行連ホームページTOP>会員ログイン>研修・セミナー>申請取次関係研修

<https://www.gyosei.or.jp/members/training/shintori>（連conログイン後に御覧いただけます。）



## 令和7年度（令和8年1月～3月）開催概要

研修会区分	受講期間	開催案内 (会員サイト 詳細発表)	申込期間	修了証書発行日 (同日発送予定)	結果通知 発送予定日 (基準未到達者のみ)
実務研修会 (更新)	令和8年1月19日(月) ～1月29日(木)	令和7年 11月上旬	令和7年11月26日(水) ～12月2日(火)	令和8年 2月12日(木)	令和8年 2月18日(水)
事務研修会 (新規)	2月20日(金) ～3月2日(月)	12月中旬	令和8年1月7日(水) ～1月14日(水)	3月23日(月)	-

※開催概要は現時点での予定であり、変更される場合があります。

※各研修は定員制です。申込期間内であっても定員に達した場合は、受付を締め切らせていただきます。

## ○研修会の区分

事務研修会：入国・在留手続関係の申請取次を新規に行うことを希望する行政書士を主な対象とする研修会です。

実務研修会：地方出入国在留管理局から届出済証明書の交付を受けていて、更新を希望する行政書士を対象とする研修会です。

**【特例措置】**既に届出済証明書の交付を受けている方の更新手続には、実務研修会の修了証書に加えて、1年以内に発行された事務研修会の修了証書も使用できるとした特例措置を講じています。既に届出済証明書の交付を受けている方は、上記区分によらずお申込みができます。

## ○受講費用（税込み）

事務研修会：30,000円 実務研修会：15,000円

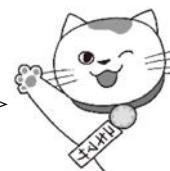
## ○修了証書の発送について

各研修会における修了証書は、各研修を修了された皆様に一律に発送いたしますので御承知おきください。

事務研修会：課題提出締切後、結果通知と併せて基準に到達された方には修了証書を同封して発送いたします。

実務研修会：課題提出締切後、一律に修了証書を発送いたしますが、審査の結果、基準に未到達であった方のみ別途、日行連から御連絡いたします。

令和8年度の申請取次関係研修会開催日程等については、令和8年1月中に  
日行連ホームページ及び会員サイト「連con」にて、本誌では1月号で御案内します。



## 重要なお知らせ

## 一般倫理研修受講について

&lt;総務部・中央研修所&gt;

令和5年8月31日から、全会員に5年に一度の一般倫理研修の受講が義務化されました。当該研修の受講方法等は、以下の案内を御参考としてください。

## 1 受講・修了期限(初回)

令和5年8月31日以降の新規登録会員は、登録月の翌月初日から起算して3か月以内に受講・修了してください(例:令和7年4月1日に登録⇒令和7年7月31日まで)。

## 【参考】次回期限(2回目以降)

前回修了日から5年後の日が属する年度の3月31日までに受講・修了してください。  
(例:令和7年4月1日に修了した場合⇒令和13年3月31日)

## 2 受講方法

## ①中央研修所研修サイトにアクセス

日行連ホームページ(<https://www.gyosei.or.jp/>)にアクセスし、右上の「研修サイト」をクリック。



## ②中央研修所研修サイトにログインして研修を受講

中央研修所研修サイト用のID、パスワード(初回ログイン時には申込みが必要。)を入力してログイン。「講座一覧」>「義務研修」>「一般倫理研修」から一般倫理研修を受講(3時間程度)。全講座を視聴後、受講確認テストを受ける(詳細は同サイト内の説明やマニュアルを御確認ください。)。

詳しい受講方法は「一般倫理研修マニュアル」をダウンロードして御確認ください。  
※必ず受講方法を確認した上で受講してください。

ID、パスワードを入力して「ログイン」をクリックしてください。

■はじめてのご利用の方  
通知したパスワードの期限が切れた方  
下記の「ID、パスワード申込」ボタンをクリックして申込画面へ進み、必要事項を入力して登録を行ってください。  
※ご利用には 行政書士登録番号 及び 受信確認メールアドレス が必要です。

初めて御利用の方はこちらをクリックして「ID、パスワード申込」を行ってください。

(パスワード、その他研修に関するお問い合わせはこちら)

## ③受講確認テストに合格後、修了証を発行

受講確認テスト合格後に表示される「修了証発行」ボタンをクリックすることで研修が修了。

職務上請求書を購入予定の方は、同ボタンをクリック後に表示される修了証の印刷又はダウンロードをしてください。なお、職務上請求書の購入予定がない方も、修了日を確定し、受講を完了させるために、必ず同ボタンをクリックしてください。

【参考】「一般倫理研修の受講について」  
日本行政書士会連合会ホームページ(お知らせ)  
<https://www.gyosei.or.jp/news/20240329>



## 重要なお知らせ

# 「月刊日本行政」のメールによる発行の お知らせ機能の御利用について

&lt;広報部&gt;

かねてより御案内のとおり、本会会報誌「月刊日本行政」の紙版の発行及び発送は、令和7年4月号から隔月(奇数月のみ)となりました。なお、電子版は、これまでどおり毎月本会ホームページ及び会員専用サイト「連con」に掲載いたします。「月刊日本行政」の発行及び送付のデジタル化に御理解・御協力をお願いいたします。

「連con」には、「月刊日本行政」が掲載されたことを会員にお知らせするメール配信機能が搭載されています。そのメールの本文中には該当号のPDFの直接リンクや概要が記載されるなど、大変便利な機能となっていますので、是非御利用ください。「連con」のメール配信機能の利用方法は、次のとおりです。



※このメール配信機能の利用に伴って紙版の受取停止を希望する場合は、所属単位会を通じて日行連に御連絡ください。

# 行政書士制度75周年・ 令和8年新年賀詞交歓会の御案内

日行連では、会員相互の親睦と行政書士制度の発展を期し、関係各議員、各省庁関係者等をお招きして、日本行政書士政治連盟、公益社団法人コスマス成年後見サポートセンターとの共催で新年賀詞交歎会を開催いたしますので、以下のとおり御案内いたします。

会員皆様の多数の御参加をお願いいたします。

日 時：令和8年1月23日（金）  
正午から午後1時30分まで  
場 所：ホテルオークラ東京1F「平安の間」  
東京都港区虎ノ門2-10-4  
TEL 03-3582-0111（代）  
会 費：12,100円  
申 込：12月12日（金）までに各単位会にお申し込みください。  
その他：11時から会員の皆様を対象とした75周年記念講演を予定しています。



## 登録委員会からのお知らせ

## 重要 行政書士法人に所属する会員等の登録手続に関するお願ひ

日行連では、令和6年10月から新しい会員管理システムの運用を開始しています。現在は、登録事務手続における添付書類の削減や手続の簡素化に向け、国が運営する「国家資格等情報連携・活用システム」との接続を目指しており、登録情報に関し、一元管理を前提として整備を進めているところです。

つきましては、次の点について御留意の上、御協力くださいますようお願い申し上げます。

- 行政書士名簿の登録事項に変更が生じた場合や登録を抹消する場合は、それに応じて「行政書士変更登録申請書」「記載事項変更届出書」「行政書士登録抹消届出書」を提出してください。
  - 上記において、行政書士法人に所属する会員（社員又は使用人）の登録事項に変更が生じた場合や登録を抹消する場合は、当該法人から同時に「行政書士法人名簿登載事項変更届出書」を提出してください。

# Pick UP! 単位会

各単位会の取組を  
お知らせします。

福井県  
行政書士会

## 「行政書士法の一部を改正する法律」の説明会を開催



福井会では、福井県総務部情報公開・法制課の依頼により、福井県の受付担当者31名、各市町の総務担当者9名に対して「行政書士法の一部を改正する法律」の内容について説明する機会をいただき、9月29日に青木克博会長が福井県庁でオンライン形式にて説明いたしました。

今回の行政書士法の改正は、近時の行政書士制度を取り巻く状況の変化を踏まえた5点の改正であり、特行政書士法の制定の目的を定めた第1条が「使命」に改められることにより行政書士の果たす社会的役割が明確化したこと、また、「職責」の追加により士業法で初めて「デジタル社会への対応」の努力義務が規定されたことは、デジタル化が急速に進展する中で、行政書士が将来にわたって機能を発揮していくための改正であり、当会においても、改めて行政書士としての使命と職責を認識し、国民の利便の向上及び業務の改善進歩に努めていくことを説明いたしました。

また、「特定行政書士の業務範囲の拡大」については、事前の申請から受理後(不受理)の事後の救済に至るまで一貫した支援ができるようになることに大きな意味合いを持つ改正であることを説明し、「業務の制限規定の趣旨の明確化」については、当会としても、行政書士や行政書士法人でない者による行政書士法の違法行為について、様々な方法で周知徹底を促していくため、窓口規制等の監察活動に関して、県や市町の申請受付窓口など行政側の御協力をいただきたいとお願いいたしました。

最後に、「両罰規定の整備」について説明した後に、当会は県民の負託に応えられるよう行政書士制度の更なる発展のために全力を尽くす所存であり、引き続き御指導御鞭撻を賜りますようお願い申し上げました。



石川県  
行政書士会

## 県内各支部の協力による被災地での無料相談会開催



石川会は金沢支部、小松、加賀、七尾、輪島の5支部で構成されています。当会では長年、行政書士制度広報月間に合わせて県内各地で無料相談会を開催してきましたが、その際は各支部で会場を選定し、相談員を募り、相談会を開催します。ところが、能登半島地震や奥能登豪雨の影響が大きい輪島支部では、会員自身も被災しており、支部会員での開催ができない、という判断に至りました。

しかし、被災地域における無料相談会の開催は、被災者支援の観点からも絶対に開催すべきであるという信念の下、輪島支部会員2名に加え、他支部から相談員を派遣し、10月5日、輪島市の中心地にあるショッピングセンターにて、なんとか開催することができました。石川県の中心である金沢市から輪島市の相談会場まで移動時間が約2時間掛かるため、応援の相談員の負担を考え、相談時間は13時から15時の2時間としました。周知活動としてチラシ配布の他、輪島市の全面協力もあり、輪島市公式LINEを活用した広報を行い、参加者の確保に努めました。

相談内容は能登半島地震の支援制度に関する相談や、遺言・相続に関する相談がメインであり、2時間のみの開催にもかかわらず、計13件もの相談を受けました。参加者からは「話を聞いてもらえて安心した」「また開催して欲しい」との声も多く、一定の成果を得られたと感じています。今後も、被災者に寄り添い、継続的なサポートの実現に向け、当会一丸となり支援活動を続けてまいります。



# VOD紹介と研修の継続性を目指して(国際・企業経営部)

＜中央研修所＞

現在、中央研修所研修サイトでは、国際・企業経営業務部が企画したセミナーや研修のVODを多数御視聴いただけます。VODは場所や時間を選ばず、御自身のペースで専門知識を習得できるため、日々の業務で多忙な会員の皆様にも効率的に御視聴いただくことができます。

研修サイトには150本以上のVODが登載されていますが、国際・企業経営業務部では、毎年内容を精査し、最新の法改正や実務のノウハウに直結したものとなるよう内容の充実に努めています。

こうした研修が、多様化・複雑化する社会において行政書士に求められる役割を担い、期待に応えるための能力担保につながるものと考えており、本年度も、各種セミナーの実施やVODコンテンツの更なる充実を計画し、会員の皆様の継続的な学びの場の提供に努めてまいります。

## ～登載されているVODの一部御紹介～

※令和7年10月現在

〈国際部門〉

### 「国際業務分野における行政書士の新たな役割と業務」

本年2月に開催したオンラインセミナーのアーカイブです。第一部は、出入国在留管理庁から講師を迎える退去強制手続における監理措置制度について御解説いただきました。第二部は、実務者による最新の制度動向を踏まえたパネルディスカッションです。国際業務分野における行政書士の役割と在留資格取得申請業務以外の業務分野に焦点を当てた研修です。

〈知的財産部門〉

### 「令和7年度著作権相談員養成研修」

「著作権相談員」となるために必要な研修です。デジタル技術の発展により誰もがクリエイターや発信者となり得る時代において不可欠である著作権の基礎知識と著作権申請業務等に必要な知識を習得することができます。

〈企業支援部門〉

### 「事業継続力強化計画認定制度について」

事業継続力強化計画認定制度の概要や、事業継続力強化計画の策定支援に関する知識を深めるための研修です。

## 《中央研修所研修サイト 視聴方法について》

- ①本会ホームページのバナー又は右記QRコードより中央研修所研修サイトにアクセス。
- ②「講座一覧>業務研修」から、分類（中小企業支援・外国人関連・知的財産・著作権相談員養成研修）を選択し、視聴を希望する該当講座を受講。



↑研修サイトQRコード

# 日本行政書士会連合会協賛 小中学生向けキャリア教育教材

# 「おしごと年鑑 2025」 の御紹介

日行連では、将来を担う若年層の行政書士への関心を高めるため、朝日学生新聞社から発刊されているキャリア教育教材「おしごと年鑑」に2020年度から協賛しています。本年度も引き続き、行政書士の仕事を紹介する記事が掲載されましたので、是非御覧ください。



## おしごと年鑑とは

企業・団体等からの協賛を得て、小・中学校の児童・生徒に向けたキャリア教育用副教材として毎年改訂・発刊されている書籍であり、全国の小・中学校等へ寄贈され、授業の中で活用されています。

—2024年度実績— 協賛：118社 寄贈：72,500部

朝日学生新聞社が運営する Web サイト「おしごとはくぶつかん」(<https://oshihaku.jp/>)でも、おしごと年鑑に掲載されたお仕事紹介記事が閲覧できます。



2025. 10 Oct.

# 日行連の主な動き Monthly Report

1日

水

## 正副会長会

### 【協議事項】

- (1) 常任理事会の議題等について
- (2) その他

## 常任理事会(～2日)

### 【協議事項】

- (1) 特定個人情報保護基本方針の改訂について
- (2) JASTI監査の周知について
- (3) 次年度開催の建設業セミナー2026について

## 法改正推進本部

### 【協議事項】

- (1) 行政書士法改正について
- (2) その他

8日

水

## 中部地協との連絡会

9日

木

## 総務部会

### 【協議事項】

- (1) 本年度事業執行スケジュールについて
- (2) 単位会からの照会について
- (3) 相談役の委嘱基準について
- (4) 諸規則の改正について
- (5) 法規集への掲載について
- (6) カスタマーハラスメント対策について
- (7) 東京戸籍基本台帳事務協議会との意見交換会について
- (8) 法規監察部からの検討依頼について
- (9) その他

## 中国地協との連絡会(～10日)

6日

月

## 自動車保有関係手続ワンストップサービス(OSS)対策特別委員会

### 【協議事項】

- (1) VODコンテンツの作成について
- (2) 全国担当者会議について

## 許認可業務部

## 社労税務・生活衛生部門会議

### 【協議事項】

- (1) 全国担当者会議について
- (2) 関係省庁への訪問について
- (3) セミナーについて
- (4) 単位会からの照会について
- (5) リーフレット・ポスターの作成について
- (6) 定時総会質問について
- (7) その他

16日

木

## 法規監察部

### 【協議事項】

- (1) 照会案件等について
- (2) 監察案件等について
- (3) その他

17日

金

## 四国地協との連絡会

21日

火

## 登録委員会

### 【登録審査】

- (1) 審査件数(120件)
- (2) その他

7日

火

## 登録委員会

### 【登録審査】

- (1) 審査件数(101件)
- (2) その他

22日

**正副会長会****【協議事項】**

- (1) 常任理事会の協議事項等について
- (2) その他

**常任理事会****【協議事項】**

- (1) 理事会の議案等について
- (2) 専門員の登用について
- (3) 情報セキュリティ基本方針及びISO27001審査機関について
- (4) 行政書士法第19条第1項及び第23条の3の改正の趣旨等について
- (5) 「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン案について」に関するパブリックコメント
- (6) 保安ネットによる電気工事業法の申請・届出の代理について(要望)
- (7) 政策等要望書について

24日

**許認可業務部****運輸交通部門会議****【協議事項】**

- (1) 封印取付けに係る全国担当者会議について
- (2) VOD 収録について
- (3) 日本自動車車体整備協同組合連合会からの協力依頼について
- (4) 自動車運送事業手続のオンライン化への対応について
- (5) 関係省庁・団体への訪問について
- (6) OSS センター看板について
- (7) OSS 委員会からの要望について
- (8) 国交省道路局からの特殊車両通行制度の申請等に係るヒアリングについて(報告)
- (9) その他

**東北地協との連絡会**

23日

**法改正推進本部****【協議事項】**

- (1) 行政書士法改正の推進について
- (2) その他

**大規模災害対策本部会議****【協議事項】**

- (1) 直近の豪雨災害の被害状況等について
- (2) その他

29日

**中間監査(～30日)****会員の皆様へ****重要 職務上請求書の購入・使用に関する御案内**

令和5年8月31日から職務上請求書の購入に当たり、

**一般倫理研修の修了証** が必要となります！

※一般倫理研修の受講方法は本誌20ページ「一般倫理研修に関するお知らせ」

又は中央研修所研修サイトを御確認ください。

職務上請求書の不正使用による事件が発生したことを受け、再発防止を徹底することを目的として、日本行政書士会連合会会則及び日本行政書士会連合会職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則が改正されました。職務上請求書の購入申込みの際に倫理研修を修了したことを証する書類を添付することについて定めた第22条の改正規定は、会則認可の日から起算して1年を経過した日である令和5年8月31日から施行されました。



登録はお済みですか?

## 会員専用サイト「連con」の御案内



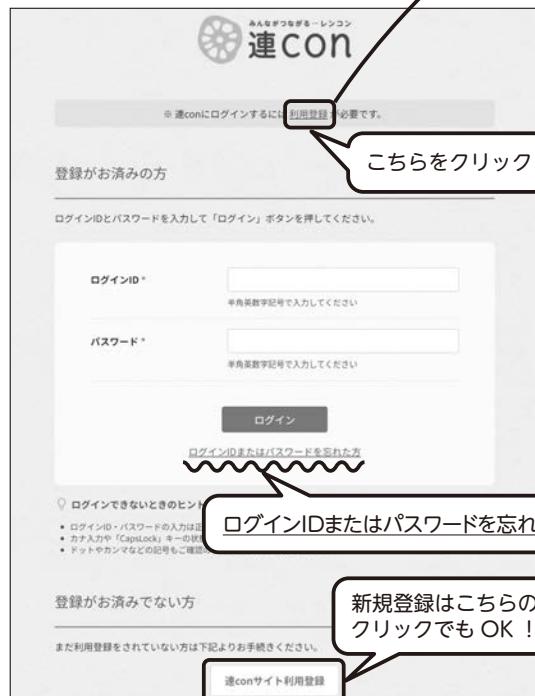
「連con」では、関係省庁や団体からの各種業界情報、研修案内、参考資料、その他様々な情報を掲載しています。令和5年9月のリニューアルでは、より使いやすくなるようナビゲーションの変更や情報の階層整理、「月刊日本行政」のアーカイブ公開や、特定分野記事のメール配信等便利な機能の追加などを行いました。是非、アカウント登録していただき、御活用くださいますようお願いいたします。

### ★アカウント登録の方法

#### ①日行連ホームページ トップページ画面



#### ②「連con」ログイン画面



#### ③「連con」利用登録画面



- ①「基本情報」を入力・確認の上、「確認」をクリック
- ②「基本情報」で入力したメールアドレスに「仮登録完了メール」が届くのでメールに記載されている「パスワード設定画面」のURLをクリック
- ③ログインID・パスワードを設定すると本登録が完了（登録が完了すると、「本登録完了メール」が届きます。メールに記載されている「マイページ」のURLをクリックすると、御自身のプロフィール設定画面が表示されます）

#### ④「連con」マイページ



※登録の有無が不明な方は、ログインボタン下の「ログインIDまたはパスワードを忘れた方」から、登録されたメールアドレスを御入力いただくだけで、簡単に御確認いただけます。  
(メールアドレスをお忘れの方は「登録番号・氏名・所属単位会・生年月日（西暦）※本人確認のため」を添えて、日行連事務局広報課 (kouhou@gyosei.or.jp) までお問い合わせください。)

# 行政書士業務パンフレット の御案内

日行連広報部では、行政書士制度を国民に広く周知することを目的として、行政書士業務パンフレットを作成しました。

本パンフレットは、従来の「行政書士活用ガイド」の改訂を検討する中で、広報ツールとしての利便性を第一に考え、相談内容に応じて業務を御紹介いただけるよう、主な業務別に作成しています。

会員の皆様や各単位会において、必要に応じてそれらを組み合わせて活用していただけるよう、会員専用サイト「連 con」の「ライブラリ」内「パンフレット等」のページに PDF データを公開していますので、是非御活用ください。

## 掲載ページ

会員専用サイト「連 con」>ライブラリ>パンフレット等  
<https://www.gyosei.or.jp/members/library/panf>





## 成年後見制度と AI

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター

専務理事 吉川 明宏



超高齢社会の進展に伴い、認知症などで判断能力が不十分となる方が増加の一途を辿っています。厚生労働省の推計では、令和7年には認知症高齢者が4716万人を超える、高齢者人口の約12.9%に達すると見られています。このような状況下、成年後見制度は、その方々の尊厳と財産を守り、地域社会での生活を支えるための極めて重要な法的インフラとなっています。

制度の理念は「本人の意思の尊重」と「支援の適正化」にあります。実務においては、後見人の倫理性・専門性のばらつき、地域格差、財産管理の透明性、業務負担の増大など、制度の信頼性と持続可能性に関わる課題が顕在化しています。

特に、身上保護においては、本人の生活の質に直結する支援が求められるにもかかわらず、事務作業の煩雑さがその時間とエネルギーを圧迫している現状があります。こういった課題に対する一つの可能性として、近年急速に進化するAI(人工知能)技術が、成年後見業務に新たな可能性をもたらすと確信し、本稿ではAI時代における後見人の新たな役割と、その果たすべき価値について考察します。

成年後見制度は、法定後見と任意後見のいずれにおいても、本人の生活と財産を包括的に保護する使命を担います。後見人には、高度な法律知識と倫理観に加え、多岐にわたる事務処理能力が要求されます。専門職後見人の業務は、主に身上保護(医療・介護・福祉サービス契約等)と財産管理に大別されますが、このうち、財産管理において発生する事務負担は極めて重く、後見人の活動時間の多くを占めています。

具体的には、銀行の入出金記録の確認、領収書の整理、収支のカテゴリー分類、そして家庭裁判所への定期的な事務報告書の作成などです。これらの定型作業に時間を奪われることは、後見人が本来注力すべき「人間にしかできない」支援、すなわち本人の意思を丁寧に把握する対話や、生活の質の向上に資する活動へのリソース配分を妨げています。

AI技術、特に「ロボティック・プロセス・オートメーション」や「自然言語処理」を活用することで、先述のような事務負担を抜本的に軽減できます。例えば、AIが銀行の電子取引明細データを取り込み、学習に基づき支出を自動的に分類・仕分けし、更に家庭裁判所が求める報告書のフォーマットに自動転記する程度であれば、既に実現可能な領域にあると考えられます。これにより、後見人は手作業から解放され、報告の迅速化と正確性の向上が期待され、収支報告書作成の自動化と適正化が図られます。また、財産目録、各種申請書など書類作成の過程においても、AIが過去の事例や最新の法令改正、関連判例を参照し、本人の状況に応じた適切な記載内容や必要な添付書類をレコメンドすることで、書類作成の効率化と品質の均一化が促進され、法令・判例に基づく書類作成支援が行えます。

AIの活用は単なる「事務の効率化」に留まらず、後見の「質」の向上、特に本人の尊厳と意思を尊重する支援の実現に大きく貢献します。後見業務において極めて重要な課題の一つが、本人の財産の不当な減少や、関係者による不正行為のリスクをいかに未然に防ぐかという点ですが、AIは本人の過去の収支データ、生活パターン、健康状態の推移といった膨大な時系列データを学習することで、人間では見逃しやすい「異常値」や「不審な動き」を検知する能力に優れています。通常より高額な出金が連続したといったパターンをリアルタイムで分析し、後見人に即座にアラートを発することで、不正や誤りを早期に発見し、財産侵害のリスクを最小限に抑えることができます。

身上保護の分野では、AIは本人の推定意思を把握するための客観的な情報を提供できます。本人の病状、認知レベル、過去の趣味嗜好、家族関係、生活環境といったデータを統合的に分析し、提供すべき介護・医療サービスや施設の選択肢について、科学的根拠に基づいたシミュレーション結果や類似ケースの事例を提供することで、後見人の判断を支援します。AIはあくまで「判断材料」を提供する役割を担いますが、これ

により後見人は、感情や主觀に流されることなく、本人の最善の利益と推定される意思に最大限配慮した、より客觀的かつ納得感のある意思決定を下すことが可能になり、意思決定支援の補助と最適化になるのではないでしょうか。本人に意思能力が残っている場合では、選択肢の整理、利害比較、リスク分析を支援し、自己決定を補助する有力な手段になり得ます。

一方で、AIの成年後見制度への利用については、リスクや課題もあり倫理的配慮が求められるケースも考えられ、いくつもの慎重な配慮が必要となります。

一点目は「責任の所在」です。AIの助言内容に誤りがあった場合、誰が責任を負うかを明確化する必要があります。最終的な法的判断を下すのはあくまで後見人自身であるという責任の所在を明確に認識しなければなりません。

二点目は「透明性と説明責任」です。AIが膨大なデータを学習し自律的に答えを導き出すという特性上、なぜそのような判断をしたのか人間には理解できないという不透明さや説明できないリスクをはらんでいます。そのため、AIからの出力はあくまでも提案にとどめ、仮に採用するのであれば、その根拠をしっかりと自らの責任において整理しておかなければなりません。

三点目は「誤作動と誤判断」です。大規模言語モデル(LLM)等に知られるハルシネーション(誤った結論)のリスクは常にあり、特に法律判断を伴う場面での誤判断は重大な損害をもたらす可能性があるため、AIの助言・提案に過信は禁物です。

四点目は「プライバシーと個人情報保護」です。後見業務は高度な個人情報を扱うため、AIの利用に当たっては、情報漏洩のリスクを考え、匿名化、アクセス制御といったセキュリティ対策とプライバシー保護が必要不可欠です。

五点目は、「公平性と偏見」です。AIは学習データに含まれた偏りを無批判に踏襲し、特定の属性(地域、年齢層、障害類型など)で不利な判断を誘導する偏見が入り込む可能性もあります。AIの限界を理解し、適切に活用する「AIリテラシー」を習得し、AIはあくまで「補助的支援」を行うためのツールであって、「本人の意思と人間的な判断」が後見制度の中心であるという理念を忘れてはいけません。

AIによる業務の効率化は、後見人が、本来の使命である「人として、権利の擁護者として、本人の生活と意思に寄り添う」という本質的な業務に集中するための機会を与えてくれます。AIが解放した時間を、後見人は、本人の元へ定期的に訪問し、丁寧な対話を通じてその日々の感情や潜在的な願いを把握する「共感性」の充実に充てるべきです。

また、医療機関、福祉施設、行政機関、親族など、多岐にわたる関係者間の複雑な利害や感情の対立を調整し、支援の輪を構築する「総合調整力」を持たなければなりません。

これらはもとより「人」が持つ能力ですが、この「共感性」と「総合調整力」を併せ持ち、本人の生活と意思に寄り添う支援を行う後見人こそが、コスモス成年後見サポートセンターが理想とする「行政書士後見人」の姿であると信じるところです。

行政書士法の改正において、士業法で初めて「デジタル社会への対応」の努力義務が規定されました。社会のデジタル化が急速に進展している中において、行政書士が将来にわたって専門性を發揮していくための法改正が行われる今こそ、AIを恐れるのではなく、「親和性の高いパートナー」として積極的に受け入れ、行政書士の専門性と融合させることで、行政書士の使命と職責を果たし、AIと人間の協働による「支援の質的転換」を目指し、成年後見制度の進化に果敢に挑戦していくかねばなりません。

#### コスモスへの入会の御案内

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター(以下「コスモス」という。)では、成年後見制度を通じ、高齢者、障がい者等の権利の擁護・福祉の増進に寄与するため、成年後見人等の養成・指導・監督、後見人候補者の推薦、成年後見制度の普及啓発活動を行っています。

現在、3,000名以上の会員で活動することを目指し、正会員を募集しています。コスモスの活動目的を御理解の上、是非御入会ください。

(入会手続については、ホームページを御覧ください。<https://cosmos-sc.or.jp/entry.html>)

- ・行政書士がコスモスに入会するためには、原則として入会前研修(30時間)を受講の上、考查に合格する必要があります。
- ・入会金10,000円、年会費24,000円を御負担いただきます。
- ・成年後見賠償責任補償制度への加入が必要です(年間保険料5,810円)。
- ・入会後は、受託している成年後見業務について、年に4回の業務報告を行う必要があります。また、義務研修として年間10単位の研修を受講していただきます。

入会前研修の実施時期など詳細については、お近くのコスモス支部までお問い合わせください。

# 会員の動き

## 登録者数 (令和7年10月末日現在)

合計	54,199名	
内訳	男 44,913名	女 9,286名
個人事務所開業	男 41,951名	女 8,246名
行政書士法人社員	男 2,173名	女 452名
個人使用人行政書士	男 421名	女 300名
法人使用人行政書士	男 368名	女 288名

## 法人会員 (令和7年10月末日現在)

法人会員数	1,642
法人事務所数	1,908
主たる事務所数 (行政書士法人数)	1,379
従たる事務所数	529

## 御協力のお願い～日本行政を正確・迅速にお届けするために～

日本行政は、行政書士名簿にある会員の事務所所在地と当該会員の氏名を表記して発送しています。

- お届け先に事務所名の表示のみで会員氏名の表示がないため返送される事例が多くあります。事務所の入口に会員氏名を明確に表示してください。
- 事務所所在地に変更があった場合は、速やかに所属単位会にお届けください。

広報部では日本行政が返送されてきた場合は、所属単位会に宛名の調査依頼を行うとともに、それが確認されるまで発送を停止いたします。

- 発送停止の解除は、所属単位会に依頼した宛名調査の結果に加え、事務所所在地の変更があった場合は、所属単位会を通じ日行連登録委員会に提出される変更登録申請の処理手続の結果により行います。

事務所所在地に変更がないのに日本行政が届かなくなった場合は、お早めに日行連事務局までお問い合わせください。

- 発送停止期間中の紙版のバックナンバーを希望される場合は、在庫管理上、直近発行号を含む最長6か月まで（令和7年度以降は奇数月号に限る）とさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

## 広報部員のひとり言

from EDITORS (大門)

Windows10のサポートが10月14日に終了したことに伴って、Windows11にアップグレードすることが推奨されています。私自身、アップグレードすることにより、使いづらくなるのでは？不都合が生じるのでは？との不安もありましたが、セキュリティや追加機能の利便性を考え、Windows11に移行することにしました。結局、移行の準備を進めているうちにパソコンの調子が悪くなり、移行しないままWindows11がインストールされた新しいパソコンを購入することとなってしまいましたが。

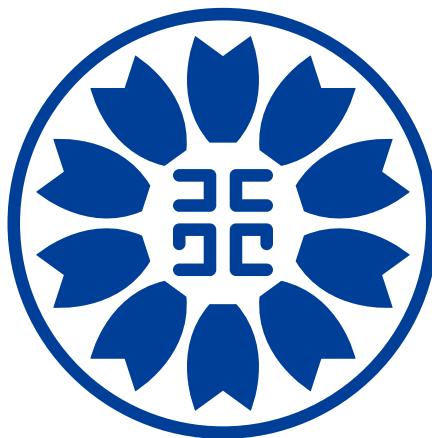
アップグレードとはニュアンスが異なりますが、年明けに施行される改正行政書士法を含め、様々な法改正に伴い、私たちも最新の法律・業務知識を学び、磨きを掛けていく必要があることは言うまでもありません。本誌においても会員の皆様にとってお役に立つ情報を発信していきます。申し遅ましたが、この度、前期に引き続き広報部員を拝命いたしました大門です。どうぞよろしくお願ひいたします。

## 月刊 日本行政 12月号

第637号 令和7年11月25日発行

発行人 宮本 重則  
発行所 日本行政書士会連合会  
〒105-0001  
東京都港区虎ノ門四丁目  
1番28号  
虎ノ門タワーズオフィス10階  
TEL 03-6435-7330  
FAX 03-6435-7331  
製作・印刷 日本印刷株式会社

【広報部】 部長 伴 将史  
次長 奥野慎太郎  
部員 成田真利子  
 大門 則亮  
 益子 光宣  
 吉田 明浩  
 野崎 晃



# 月刊 日本行政 12月号

令和7年11月25日発行（毎月1回）

発行所：日本行政書士会連合会

発行人：宮本 重則

編集人：伴 将史

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス10階